

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関
する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、
所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、
公告する。

令和 8 年 8 月 2 5 日 静岡地方法務局清水出張所 登記官 田島恵美

記

1 手続番号

第 0 8 0 6 － 2 0 2 5 － 5 0 1 3 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

静岡市清水区興津東町字居村下 1 4 3 5 番